

議案第50号

備前市美術館条例の制定について

備前市美術館条例を次のとおり制定する。

令和6年3月22日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市美術館条例

(設置)

第1条 美術その他の文化芸術に関する市民の知識及び教養の向上を図るとともに、地域文化の振興に寄与するため、備前市美術館(以下「美術館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 備前市美術館
- (2) 位置 備前市伊部1659番地6

(事業)

第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 備前焼その他美術品及びこれらに関する資料(以下「美術品等」という。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術品等に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 美術品等に関する講演会、講座等の開催に関すること。
- (4) 美術品等に関する調査研究及び普及活動に関すること。
- (5) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の利用促進及び第1条に規定する目的(以下「設置目

的」という。)の達成に必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 美術館の管理は、備前市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年備前市条例第256号)に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 美術館の使用の許可に関する業務
- (2) 美術館の維持管理に関する業務
- (3) 入館料及び使用料の徴収に関する業務
- (4) 美術館の設置目的を達成するための事業に関する業務
- (5) 美術館の利用者等の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の運営に関する事業のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第8条から第13条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命じられた期間における当該停止を命じられた業務に係るものを除く。

(職員)

第7条 美術館に館長、学芸員及び必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第8条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第9条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(入館の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、美術館への入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 施設又は美術品等を損傷するおそれがあると認められる者

- (3) 許可なく営業行為をし、又ははり紙若しくは広告を行う者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、美術館の管理上支障があると認められる者
- (使用の許可)

第11条 別表第2区分の欄に掲げる美術館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、美術館の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、美術館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 設置目的に適さない活動を目的とするとき。
- (3) 営利を主たる目的とするとき。
- (4) 施設又は美術品等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、美術館の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、第11条第1項の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (2) 第11条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸したとき。

(入館料及び使用料)

第14条 美術館へ入館する者は、別表第1に掲げる入館料を納付しなければならない。ただし、特別展の鑑賞に当たっては、入館料に加えて市長が別に定める特別鑑賞料を納付しなければならない。

2 使用者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

3 市長は、公益上必要があると認めるときは、前2項の納付すべき金額を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その

全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由によって使用不能になったとき。

(2) その他市長において相当の理由があると認めたとき。

(指定管理者による使用料等の取扱い)

第16条 市長は、美術館の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に第14条に規定する入館料及び使用料(以下「使用料等」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、使用料等は、第14条の規定にかかわらず別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。使用料等を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、使用料等の額の家を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定により使用料等を定めたときは、直ちに公表するとともに、使用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、使用料等の全部若しくは一部を還付し、又は使用料等を減免することができる。

(目的外使用等の禁止)

第17条 使用者は、第11条第1項の使用の許可を受けた施設について、その許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用の権利を他に譲渡してはならない。

(学術研究利用)

第18条 学術研究等のため美術館が収蔵する美術品等の撮影、模写、模造、熟覧等(以下「学術研究利用」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に美術品等の保全上及び美術館の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、学術研究利用が次の各号のいずれかに該当するときは、学術研究利用を許可しない。

(1) 美術品等の保全上支障があると認められるとき。

(2) 美術館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理及び運営上不適当と認められるとき。

4 学術研究利用について第1項の許可を受けた者は、市長が別に定める学術研究利用料を納付しなければならない。

5 学術研究利用料は、前納とする。ただし、必要があると認められるときは後納とすることができる。

6 市長は、公益上必要があると認めるときは、学術研究利用料を減額し、又は免除することができる。

(設備の設置等)

第19条 使用者は、施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(保安の責任)

第20条 使用者は、その使用期間中、当該使用に係る入場者の整理及び警備の責任を負うものとする。

(職員の立入り等)

第21条 使用者は、当該使用中の場所に美術館の職員が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第22条 使用者は、その使用を終えたとき(第13条の規定による場合を含む。)は、直ちに施設及び附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第23条 入館者又は使用者が、故意又は過失により美術館の施設、附属設備及び美術品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して13月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第4条の規定の例により指定管理者を指定し、美術館の管理を行わせることができる。

3 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、施行日前においても、その旨を公告するものとする。

4 美術館を使用しようとする者は、施行日前においても、第11条の規定の例により市長の許可を受けることができる。

別表第1(第14条関係)

区分	入館料		特別鑑賞料
	個人	団体(20人以上)	
一般	500円	400円	1,500円以内で市長が別に定める額
大学生又は高校生	300円	200円	
中学生以下	無料	無料	

備考 大学生又は高校生とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらに準じる学校に在学する者をいう。

別表第2(第11条、第14条関係)

	区分	単位	使用料	
			市民(市内に所在地がある法人を含む。)	市民以外
1階	会議室	1時間	400円	600円
	市民ギャラリー	1日	4,000円	6,000円
3階	市民ラウンジ	1日	5,000円	7,500円
	茶室(立礼式含む。)	1日	5,000円	7,500円

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 赤穂市又は上郡町に住所(法人の場合は所在地)を有する者については、市民とみなす。
- 3 冷暖房装置を使用する場合は、使用した1時間につき200円を加算する。